

趣旨・目的（法第1条）

- 「旅行業務に関する公正の維持」、「旅行の安全の確保」、「旅行者の利便の増進」を図るため、①**旅行業者について登録制度を実施**するとともに、②**消費者を保護するための義務を旅行業者に課す**もの。

主な義務

- ◎ 営業保証金の供託義務（法第7条）
- ◎ 旅行業務取扱管理者の選任義務（法第11条の2）
- ◎ 取引条件の説明義務・書面交付義務（法第12条の4）
- ◎ 旅行業務取扱管理者の選任義務（法第11条の2）
- ◎ 旅行業約款の策定義務及び認可制度（法第12条の2）
- ◎ 契約書面の交付義務（法第12条の5）

旅行業の定義（法第2条第1項）

- 報酬を得て、旅行者と運送・宿泊サービス提供機関の間に入り、旅行者が「運送又は宿泊のサービス」の提供を受けられるよう、複数のサービスを組み合わせた旅行商品の企画や個々のサービスの手配をする行為。

「運送又は宿泊のサービス」の意義

- ◎ 運送事業者、宿泊事業者により、事業として提供されるサービスを言い、「宿泊のサービス」は、旅館業法に基づく「旅館業」に該当するサービスを言う。
- ◎ 「民泊サービス」についても、個々の民泊の行為が旅館業法に基づく「旅館業」に該当する場合、当該「民泊サービス」を仲介する事業は「旅行業」に該当する。その場合、仲介事業者は、旅行業法に基づく登録を受ける必要がある。